

特定行為の考え方（案）について

1. 特定行為の考え方（案）

- 資料 1 の「包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて（案）」を踏まえると、特定行為とは、
 - ・ 行為そのものに「技術的な難易度又は判断の難易度」があることに加えて、
 - ・ 予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示された、特定行為に係るプロトコールに基づき、看護師が患者の病態の確認を行った上で実施することがある行為となるのではないかと考える。
- なお、第 15 回チーム医療推進会議において、特定行為及び看護師の能力認証に係る試案（イメージ）に係る論点整理（案）を事務局から提示し、指定研修を受けなければならない看護師の範囲について、「特定行為に係るプロトコールに基づき、特定行為を行おうとする看護師」という案を提示している。

2. 「B 1」又は「B 2」とされた行為の整理（案）

1. の考え方を踏まえ、「B 1」又は「B 2」とされた行為を以下のように整理してはどうか。
 - (1) 看護師が行う病態の確認行為があると考えられるもの（資料 2－2 において「○」と記載）
 - ・ 看護師が行為を実施する上で、病態の確認行為があるものは、特定行為として位置付ける。
※「B 1 又は C」及び「B 2 又は C」としていた行為も含まれている。
 - (2) 看護師が行う病態の確認行為があるか等検討を行う必要があるもの（資料 2－2 において「要検討」と記載）
 - ・ 医師の診察後に看護師が実施する行為のうち、看護師が行う病態の確認行為があるか否かを精査した上で、特定行為として位置付けるか否かを検討する。
 - (3) その他
 - ・ 看護師が行う病態の確認行為が想定されないもの、他職種が行為を実施するもの及び「技術的な難易度又は判断の難易度」の評価を見直したものについては、特定行為としない。（資料 2－2 において「―」と記載）
 - ・ 実施時期の判断と実施を分けている行為（例：「腹部超音波の部位・実施時期の判断」と「腹部超音波の実施」）については、統合して 1 つの行為とする。（資料 2－2 において、統合された方の行為を「／」と記載）